

契 約 書(案)

件 名 2025年度JSPSサマー・プログラムにかかる報告会・送別会運営業務及び宿泊施設業務

発注者 国立大学法人総合研究大学院大学 学長 永田 敬と受注者
との間において、上記の委託業務(以下「業務」という。)について、
次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき業務を行うものとする。

第2条 請負代金は、 円(うち消費税額 円)とする。

但し、代金額のうち消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規程に基づき、代金に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

2 宿泊料等については、参加者の員数等により変更となることから、代金の支払は業務の実績に基づいて支払うものとする。

第3条 成果物は、総合研究大学院大学に納入するものとする。

第4条 業務実施期間は令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 8 月 26 日とする。

第5条 業務完了書は、総合研究大学院大学財務課用度係に送付するものとする。

第6条 代金は、業務完了検査確認後1回に支払うものとする。

第7条 代金の請求書は、総合研究大学院大学財務課用度係に送付するものとする。

第8条 代金の支払いは、供給者より適法な請求書を受領した日の翌月 20 日までに支払うものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条または第 19 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者が第1項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当

該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の延滞利息を発注者に支払わなければならない。

- 4 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第11条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人総合研究大学院大学契約事務取扱規程及び国立大学法人総合研究大学院大学製造請負契約基準によるものとする。

第12条 この契約について、発注者・受注者間において紛争が生じたときは双方協議の上これを解決するものとする。

第13条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人総合研究大学院大学所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所とする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約書の成立を証するため、発注者・受注者は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560 番 35
国立大学法人総合研究大学院大学
学 長 永 田 敬

受注者